

公立病院改革プランの概要

団体名	岐阜県土岐市						
プランの名称	土岐市立総合病院改革プラン						
策定期日	平成 21年 3月 31日						
対象期間	平成 21年度 ~ 平成 25年度						
病院の現状	病院名	土岐市立総合病院					
	所在地	土岐市土岐津町土岐口703番地の24					
	病床数	一般病床350床					
	診療科目	内科(内分泌代謝科・血液内科・腎臓内科)、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、精神科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)	<p>東濃地域の住民ニーズに幅広くこたえる2次救急病院としての、「地域完結型医療」の提供を目指します。当院は主に、救急・小児・周産期・災害などの不採算・特殊部門に関する医療の提供を行います。また、今後はその他にも、回復期リハビリ病棟、亜急性期病床を手掛け、また特定健康診断や人間ドック等の予防医療についても従前以上に取組みを強化します。</p> <p>4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)に対しては、専門の医療スタッフ、施設を確保し、東濃西部脳卒中地域連携バスの取組み強化等により、今後も従前以上に地域中核病院としての役割を果たしていきます。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	当院の公立病院として果たすべき役割を踏まえ、救急医療、小児医療、高度医療等については、一定の基準に基づき一般会計から負担します。						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	93.5	94.2	94.5	97.2	101.2	
	職員給与費比率(%)	58.1	58.2	60.3	58.2	54.5	
	病床利用率(%)	68.6	69.1	63.2	68.6	75.2	
	医業収支比率(%)	92.0	92.1	90.6	94.2	98.9	
	材料費対医業収益比率(%)	25.9	25.1	23.8	22.0	22.2	
上記目標数値設定の考え方	病床数は現状と同じ350床の前提で計画しています。 その他、DPC対象病院への移行(平成21年度)による単価上昇、7:1看護配置導入(平成22年度)や回復期リハビリ病棟の開設による人員増等を前提として計画しています。 (経常黒字化の目標年度:23年度)						

				団体名 (病院名)	土岐市立総合病院	
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
手術件数(件)	1,274	1,100	1,200	1,350	1,500	
人間ドック件数(件)	1,223	1,100	1,200	1,400	1,500	
救急受入件数(件)	11,030	10,000	10,000	11,000	12,000	
接遇に関する患者満足度	63	70	70	80	90	
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の範囲、内容の見直しにより、委託料の削減を図ります。 ・他病院事例を踏まえた取扱品目の絞り込みにより、診療材料費の削減を図ります。 ・医事課専従職員の専門性向上により、診療報酬の請求漏れの防止や各種加算の能動的な取得を図ります。 				
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・当院においては、現状の経営形態のままで全職員一丸となって経営改善に取り組むことが職員のモチベーションの観点から最善と判断しました。 ・当面、現状の一部適用を堅持する予定ですが、現状の経営形態が制約条件で経営改善に支障をきたすことが明らかとなった場合には、全部適用等の経営形態の可能性についても再検討します。 				
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック薬品の積極的な採用により、薬品費の削減を図ります。 ・正規職員および日々雇用職員の適正配置を検討し、人件費の削減を行います。 ・電子カルテの導入による業務効率化に伴う、人件費の削減を図ります。 				
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・科別目標設定、救急強化等により延入院患者数を確保します。 ・看護師を確保して7:1看護配置の早期実現を目指します。 ・透析ベッドの稼働率向上を図り、透析による収益増加を図ります。 ・予約方法の見直し、世代別メニューの拡大等によって、健診強化を図ります。 ・亜急性期病床の設置、回復期リハビリ病棟の開設により、急性期以外の患者へも対応し、患者満足度を高めると同時に収益増を図ります。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保、看護師確保に継続的に取組みます。 ・会計システム更新、オーダーリングシステム及び電子カルテ導入を含んだ総合的な病院情報システム構築を計画しています。 ・救急、健診病棟建設による、救急・健診強化を図ります。 ・院内広報等の啓蒙活動やクレジットカードによる支払の導入等についても検討し、より一層の未収金の発生抑制を図ります。未収金の回収についても、督促頻度を増加させる等の対策により強化を図ります。 ・計画推進強化のために、会議体の見直し、専門委員会の取組強化を行います。 				
各年度の収支計画		別紙のとおり				
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	81.80%	18年度	72.60%	19年度
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>看護師不足などもあり、現在一部病棟が休床中となっています。 この休床中の病棟を、東濃医療圏において絶対数が不足していると言われる回復期リハビリ病棟として有効活用することを計画しています。</p>				

		団体名 (病院名)	土岐市立総合病院
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	東濃医療圏には当院を含め、公立病院が5病院所在しています。 (岐阜県立多治見病院(681床)、多治見市民病院(185床)、市立恵那病院(199床)、中津川市民病院(360床))	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	岐阜県における再編・ネットワーク化計画の策定時期は平成21年度以降を予定しています。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	< 時 期 > 岐阜県の方針決定後に、県および東濃医療圏の各医療機関と調整し、平成21年度以降に検討することを想定しています。 < 内 容 >	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	< 時 期 > 当面は現状の一部適用を堅持する予定	< 内 容 > 現状の経営形態が制約条件で経営改善に支障をきたすことが明らかとなった場合には、再検討を行います。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	取組状況の点検・評価を行い、公表していくが評価機関は未定。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	年1回 2月頃	
	その他特記事項		

1. 収支計画(収益的収支)

(単位:百万円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収	1. 医業収益 a	5,677	5,364	5,372	5,195	5,722	6,066
	(1) 料金収入	5,387	5,057	4,932	4,745	5,266	5,606
	(2) その他	290	307	440	450	456	460
	うち他会計負担金	76	112	249	253	253	253
入	2. 医業外収益	790	816	835	926	900	895
	(1) 他会計負担金・補助金	227	247	314	384	360	354
	(2) 国(県)補助金	22	19	19	19	19	19
	(3) その他	541	550	502	523	521	522
支	経常収益(A)	6,467	6,180	6,207	6,121	6,622	6,961
出	1. 医業費用 b	6,041	5,828	5,835	5,735	6,077	6,132
	(1) 職員給与費 c	2,995	2,930	2,943	2,949	3,147	3,121
	(2) 材料費	1,525	1,388	1,351	1,235	1,261	1,345
	(3) 経費	1,139	1,134	1,132	1,153	1,125	1,145
	(4) 減価償却費	360	355	387	376	522	499
	(5) その他	22	21	22	22	22	22
経常費用(B)	2. 医業外費用	789	782	754	741	739	744
	(1) 支払利息	168	158	147	137	135	129
	(2) その他	621	624	607	604	604	615
経常費用(B)	経常損益(A) - (B)	6,830	6,610	6,589	6,476	6,816	6,876
特 別 損 益	(C)	363	430	382	355	194	85
1. 特別利益(D)	12	11	3	0	0	0	0
2. 特別損失(E)	38	33	31	31	31	31	31
特別損益(D) - (E)	(F)	26	22	28	31	31	31
純損益(C) + (F)	389	452	410	386	225	54	
累積欠損金(G)	1,667	2,119	2,529	2,915	3,140	3,086	
不 良 債 務	流動資産(ア)	1,906	1,677	1,426	1,221	1,032	1,361
	流動負債(イ)	441	423	479	381	389	412
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(I)	0	0	0	0	0	0
	差引{(ア)-(イ)} - {(ウ)}	(1,465)	(1,254)	(947)	(840)	(643)	(949)
	単年度資金不足額()	146	211	307	107	197	306
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.7%	93.5%	94.2%	94.5%	97.2%	101.2%
	不良債務比率 $\frac{(I)}{(G)} \times 100$	-25.8%	-23.4%	-17.6%	-16.2%	-11.2%	-15.6%
	医業収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.0%	92.0%	92.1%	90.6%	94.2%	98.9%
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(A)} \times 100$	52.8%	54.6%	54.8%	56.8%	55.0%	51.5%
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)						
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$						
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率						
病床利用率	74.2%	68.6%	69.1%	63.2%	68.6%	75.2%	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

'N年度 単年度資金不足額' = ('N年度の不良債務額') - ('N - 1年度の不良債務額')

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円' = ('22年度不良債務額 20百万円' - '21年度不良債務額10百万円')

団体名 (病院名)	土岐市立総合病院
--------------	----------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収入	1. 企 業 債	50	50	50	559	680	50
	2. 他 会 計 出 資 金	225	233	240	231	271	310
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	2	3	3	8	8	8
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	1	3	0	0	0
収 入 計 (a)		277	287	296	798	959	368
うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)		0	0	0	0	0	0
前年度許可債で当年度借入分(c)		0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)		277	287	296	798	959	368
支出	1. 建 設 改 良 費	105	91	105	621	745	115
	2. 企 業 債 償 還 金	351	362	382	361	436	510
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	5	7	7	10	10	10
	支 出 計 (B)	461	460	494	992	1,191	635
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)		184	173	198	194	232	267
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	184	173	198	194	227	257
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	184	173	198	194	227	257
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	5	10
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)		0	0	0	0	5	10

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(18,972) 321,761	(17,923) 376,220	(17,242) 550,170	(16,546) 654,287	(15,835) 647,191	(15,108) 637,086
資 本 的 収 支	(33,366) 227,208	(35,148) 236,400	(35,035) 242,121	(41,591) 239,647	(42,302) 279,211	(43,029) 318,083
合 計	(52,338) 548,969	(53,071) 612,620	(52,277) 792,291	(58,137) 893,934	(58,137) 926,402	(58,137) 955,169

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

	項目	繰出基準
資本的収支	建設改良に要する経費 (地公法第18条に基づく出資金)	病院の建設改良費(資本的支出の項に該当する費目)及び企業債償還元金のうち、経営に伴う収入をもって充てることが困難と認められる額
収益的収支		病院の建設改良費(資本的支出の項に該当する費目)及び企業債償還利子のうち、経営に伴う収入をもって充てることが困難と認められる額
収益的収支	救急医療の確保に要する経費 (1号該当経費)	救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省第8号)第2条の規定による告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額
収益的収支	高度医療に関する経費 (2号該当経費)	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 購入額10,000千円以上の物件は賃借料の1/2に相当する額を繰出基準とする。また、医療機器保守委託料の1/2に相当する額を繰出基準とする。
収益的収支	保健衛生行政事務に要する経費 (1号該当経費)	がん、成人病、身体障害、精神衛生、結核、乳幼児等の集団検診事業、妊産婦、身体障害、肢体不自由児、栄養指導等の医療相談、べき地巡回医療、防疫活動等で無料もしくは著しく低廉な対価によって行うものに必要な施設の設置及び運営に要する経費として、これに伴う収入で充てることのできないと認められるものに相当する額
収益的収支	医師及び看護師等の研究研修に要する経費 (地公法第17条の3にも度づく補助金)	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2
収益的収支	病院事業の経営研修に要する経費 (地公法第17条の3に基づく補助金)	病院事業の経営研修に要する経費の1/2
収益的収支	病院事業会計に係る追加費用の負担に要する経費 (地公法第17条の3に基づく補助金)	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153条)の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る追加費用の負担額の一部
資本的収支	看護師養成に要する経費	「土岐市修学資金貸付規則」に基づいて貸付を行った長期貸付金から同返還金を差し引いた額の1/2を繰入対象
収益的収支	リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
収益的収支	小児医療に関する経費	小児医療に実施に要する経費のうち、これに伴う経費をもって充てることができないと認められるものに相当する額
収益的収支	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額の限度とする。)
収益的収支	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当のうち、3歳から小学校第6学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額
収益的収支	院内保育所の運営に要する経費	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
収益的収支	自治体病院の再編等に要する経費	改革プランの策定並びに実施状況の点検、評価及び公表に要する経費